

各務原市役所における広告付き庁舎案内等表示設備に係る企画提案募集要項

各務原市では、各務原市役所本庁舎（新庁舎） 1 階および各務原市産業文化センター 1 階（詳細は別紙図面参照）への広告付き庁舎案内等表示設備（以下「表示設備」という。）の設置にあたり、市民の利便性の向上及び歳入確保を目的として、以下のとおり表示設備を設置するための事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

1 設置場所及び設置台数

各務原市役所本庁舎（新庁舎） 各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地
各務原市産業文化センター 各務原市那加桜町 2 丁目 186 番地
詳細は以下の通りです。

- A 各務原市役所本庁舎（新庁舎）1 階（詳細は別図参照）
設置スペースは、概ね縦 2,100mm×横 2,400mm×奥行き 200mm の範囲内
- B 各務原市役所本庁舎（新庁舎）1 階（詳細は別図参照）
設置スペースは、概ね縦 2,100mm×横 3,200mm×奥行き 200mm の範囲内
- C 各務原市産業文化センター1 階（詳細は別図参照）
設置スペースは、概ね縦 2,400mm×横 2,700mm×奥行き 200mm の範囲内

設置台数は各 1 台です。

2 設置期間（使用許可期間）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの範囲内で設定する期間

3 応募資格

法人とし、表示設備の設置及び管理業務を履行できる能力があると認められる事業者であれば応募できます。

ただし、以下の項目に掲げる者は、応募者若しくは応募者の構成員となることはできません。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- （2）各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 9 月 30 日決裁）による資格停止（以下「資格停止」という。）の期間中にある者
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者であって、決定がなされていない者
- （4）国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市町村民税の滞納がある者
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者

- (6) 「各務原市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成22年6月19日付け各務原市長・各務原警察署長)に基づく排除措置の期間がある者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者

4 表示設備の仕様等

(1) 表示設備等

- ア 各務原市役所の庁舎案内、各務原市内の公共施設マップ及びデジタルサイネージ(観光案内、フロア案内、市の情報発信掲出用)を制作し、設置してください。
- イ 公共施設マップについては、携帯電話によるQRコードの読み取り等により市のホームページへのリンクが可能なものとしてください。また、地図は公共施設の位置が分かるよう十分な大きさを確保してください。
- ウ デジタルサイネージの情報については原則事業者により無線配信により表示できるものとしてください。
- エ 設置予定スペースに収まる薄型で、安全及びユニバーサルデザインに配慮したものとしてください。
- オ 音声を発生する機材を設置する場合は、市役所の業務に支障のないように音量を設定(無音を含む。)してください。また、市でも調整できるようにしてください。
- カ 電源の開閉や映像の放映は、タイマーその他の機器により自動制御できるものとし、施設の開館時間のみ稼働させるものとします。
- キ 本体は指定色焼付塗装、インクジェットシートを貼れる構造としてください。

(2) 広告内容等

- ア 表示設備に掲出する広告の広告主は、事業者が獲得することとします。また、広告主からの広告掲載申込は、市長が指定する様式で行うこととします。
- イ 各務原市広告掲載要綱(平成18年1月17日決裁)の規定を遵守し、各務原市広告審査委員会において適正と審査されたものに限り、掲出できます。

(3) 施工管理等

- ア 表示設備の撤去、据付、付帯工事すべては、事業者が行います。
- イ 転倒等が発生しないよう確実に固定してください。
- ウ メンテナンス、故障、破損や事故時の対応、広告の補充など、一切の保守管理に関しては、事業者の責任と負担において処理するものとします。
- エ 床、壁面に穴等加工する場合は原状回復時に跡が残らないようにしてください。

(4) その他

- ア 組織の改正(随時)にあわせて市役所のレイアウト変更を行うため、庁舎案内については、随時、修正が必要になります。
- イ 本募集に関して応募者が要した一切の費用は、応募者の負担とします。
- ウ イベント等の開催時には、一時的に隠すことがあります。また、省エネ要請等に伴い、一時的に電気の供給を止めることがあります。これらの場合においても、市は一切の負担をしません。

5 費用負担

(1) 設置費等

表示設備の製作、設置、維持管理、撤去及び原状回復等に要する費用は、事業者の負担となります。

(2) 行政財産使用料及び広告料

広告物の掲出に際しては、広告料とは別に、広告掲出面（庁舎案内、公共施設マップの各務原市全域図及び公共施設の所在地等情報掲載部分は含みません。）の表示面積に応じ、各務原市行政財産使用料徴収条例（昭和48年条例第39号）第3条の規定に基づく各務原市役所庁舎使用にかかる行政財産の使用料が必要です。

広告料は、表示設備を年度途中から設置する場合は、設置する月数（表示設備を設置した日を含む月を含む。）により按分した額を納付するものとします。なお、掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、納付済の広告料は返還しません。

(3) 電気料

表示設備が消費する電力にかかる料金（従量電灯 B20A 電力量料金）は、事業者の負担になります。

なお、電気料を算出するため、取引用計器を設置してください。

6 許可条件

(1) 行政財産使用料、広告料、電気料等は、市の発行する納付書により納付すること。

(2) 事業者は、行政財産を許可の目的以外に使用し、又はその使用する地位を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

(3) 事業者は、使用財産の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。

(4) 事業者は、使用財産の原状を変更したときは、市長が認めるものを除くほか、返還の際これを原状に復し、またはその損害を弁償しなければならない。

(5) 次に掲げる事由が生じたときは、市はその使用許可を取り消し、使用を制限し、又は退去させることができる。

ア 市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。

イ 使用料等を滞納したとき。

ウ 管理が良好でないとき。

エ その他使用許可の条件に違反したとき。

(6) 前項の規定による使用許可の取消しによって生じた損害について市は賠償の責めを負わない。

(7) 市において必要があるときは、使用財産について実地検査し、維持使用に関し指示することができる。

(8) 事業者は、その管理上の瑕疵による事故等については、一切の責めを負うこと。

7 提出書類及び提出部数

(1) 提出書類

ア 各務原市広告付き庁舎案内等表示設備に係る企画提案申込書（様式第1号）

イ 企画提案書

※A 4 又はA 3 の任意様式で、以下の事項を必ず掲載してください。

- ・表示設備の概要及び仕様
- ・表示設備の設置方法及び完成予想図
- ・独自の提案、工夫など
- ・広告主の見込数など販売力
- ・広告の審査及び確認体制
- ・類似業務の実績
- ・実施体制（メンテナンス、故障、問い合わせ等への対応体制など）
- ・設置までの作業スケジュール

ウ 広告料提案書（様式第2号）

エ 事業者概要 ※任意様式

オ 証明書（企画提案申込書提出日より90日以内に発行されたもの）

- ・登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）
- ・納税証明書又は完納証明書（住所を有する市町村の市町村民税のもの）
- ・国税の納税証明書（「その3の3」法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）

（2）提出部数

イウ及びエは9部、その他は1部

8 応募書類の提出方法

（1）提出場所

504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所 5F 管財課

（2）提出方法

持参若しくは郵送で提出してください。

郵送の場合、封筒（表）に「広告掲出申込用紙在中」と朱書きしてください。

（3）申請書提出期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月14日（金）まで

※ ただし、土曜日、日曜日並びに平日の午前9時以前と午後5時以降を除きます。
また、郵送や宅配便による提出も可能ですが、令和7年11月14日（金）午後5時までの必着とします。

（4）注意事項

ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めません。

イ 一応募者が複数の設置計画（提案）を提出することはできません。

ウ 市は、提出された申込書等を応募者に無断で使用しないものとしませんが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

9 募集要項に対する質問

- （1）募集要項に対する質問がある場合は、様式第3号に記載し、令和7年11月7日（金）午後4時までに電子メールで提出することとし、質問書を送信した場合は、

届いているかどうかの確認を電話で行ってください。

(電子メールアドレス：E-mail:kanzai01@city.kakamigahara.gifu.jp)

- (2) 質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年11月11日(火)に各務原市ウェブサイトに掲載します。質問に対する回答は、本要項の追加又は修正とみなします。

質問者に対し、個別に回答はしません。また、本募集とは関係のない質問に対しても回答しません。

10 審査及び選定

- (1) 別表の評価基準に基づき選定委員会にて評価を行い、各選定委員の評価点の合計点が最も高い1事業者を選定します。選定委員の評価点の合計が、総評価点の半分に満たない事業者は選外とします。

- (2) プレゼンテーションは、令和7年11月中に開催予定です。日時等については、後日連絡します。

① 事業者による説明(プレゼンテーション) 10分

② 質疑 5分程度

- (3) 審査の結果、ふさわしい提案応募がない場合は、該当者無しとする場合があります。

11 応募書類提出後の日程

- (1) 選定結果通知

令和7年12月上旬を予定

市は、選定事業者として1事業者を選定し、その旨を応募者全員に通知します。

- (2) 選定事業者との協議

選定事業者は、市と個別に詳細を協議するものとします。

その結果、合意に至らない場合もありますので、ご了承ください。

- (3) 協定の締結

市と選定事業者は、この事業に関し、設置期間中の包括的な事項を定めた「協定書」を締結します。また、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

- (4) 行政財産使用許可申請書の提出

選定事業者は、市が指定する日までに行政財産使用許可申請書を提出してください。

12 資格喪失

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
(2) 提出資料が本募集要項に示された条件に適合しない場合
(3) 虚偽の内容が記入されている場合
(4) 「11(2) 選定事業者との協議」で行う協議が整わなかったとき。
(5) その他本募集要項に違反するなど選定委員会が不適格と認めた場合

1 3 問合せ先

各務原市役所企画総務部管財課 管財係 担当 森

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話：058-383-1539

E-mail：kanzai01@city.kakamigahara.gifu.jp

様式第 1 号

令和 年 月 日

(あて先) 各務原市長

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

印

担当者名

電話番号

各務原市広告付き庁舎案内等表示設備に係る企画提案申込書

各務原市役所における広告付き庁舎案内等表示設備に係る企画提案募集要項に定める下記の事項を誓約し、関係書類を添付して申し込みます。

記

- 1 募集要項の内容をすべて承知しています。
- 2 募集要項の 3 から 6 に掲げる条件をすべて満たしており、選定された場合は許可期間中も満たすことができます。

※ 添付書類

- ・企画提案書 ※任意様式
- ・広告料提案書 (様式第 2 号)
- ・事業者概要 ※任意様式
- ・証明書
 - ア 登記事項証明書 (現在又は履歴事項全部証明書)
 - イ 納税証明書又は完納証明書 (住所を有する市町村の市町村民税のもの)
 - ウ 国税の納税証明書 (その 3 の 3)

様式第 2 号

(あて先) 各務原市長

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

印

広告料提案書

提案する広告料の額は次のとおりです。

1 年あたり 金 _____ 円

※上記提案金額に、消費税及び地方消費税を加えた額を広告料の額とします。

※ 年度途中から設置する場合は、設置する日数により按分（円未満切捨て）した広告料を納付するものとします。

様式第3号

令和 年 月 日

(あて先) 各務原市長

質問者 所在地

事業者名

代表者氏名

電話番号

質問書

各務原市役所における広告付き庁舎案内等表示設備に係る企画提案募集要項に対し、次のとおり質問があるので提出します。

質問内容	

別表

評価基準

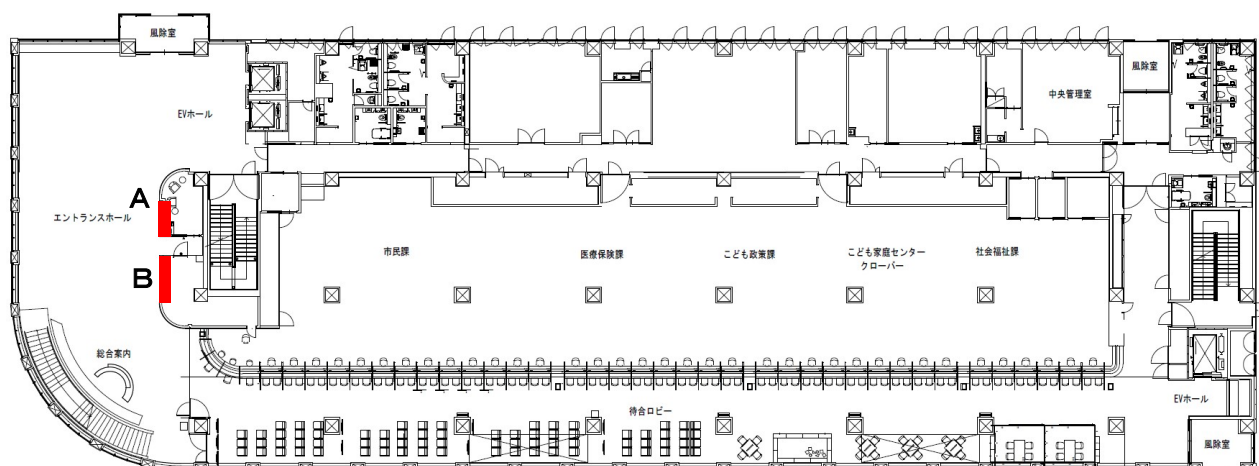
以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、各審査委員の採点数の合計により算出する。

審査項目及び評価内容		配点
利用者の平等な利用の確保	設備は、利用者に必要な情報を提供するものとなっているか。	8点
	設備は、視覚に障がいのある人等にとっても見やすいものとなっているか。	8点
利用者に対するサービス	利用者の苦情や要望、意見等への対応は適切に処理できるか。	4点
その他施設運営	設備に創意工夫や斬新性が認められるか。	4点
	緊急時の対策や防災対策はとられているか。	4点
	設備の省エネ等環境配慮がなされているか。	4点
	表示内容等の変更に柔軟に対応できるか。	12点
設備の適切な維持及び管理	管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか。	8点
物的能力	設備の管理運営の実績はどうか。 (他の施設の管理運営実績)	4点
	設置・撤去等の工事が適切に施工され、契約終了時には原状回復が確実になされるか。	4点
営業能力	庁舎内広告にふさわしいスポンサーを適切に確保できるか。	4点
	広告の内容等について各務原市広告掲載要綱を遵守できるか。	8点
設備の目的を達成	提案全般を通じて、市の方針、設置目的、業務等を的確に理解し、意義や責務を認識しているか。	8点
広告料	広告料の年額	20点
合計		100点

別図

「広告付き庁舎案内等表示設備」設置場所

各務原市役所本庁舎 1 階



各務原市産業文化センター 1 階

